

茨城県報 号外

昭和42年5月12日

金 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●神崎橋の維持管理協定.....	1
●道路の区域変更.....	2
●道路の供用開始.....	3

告 示

茨城県告示第592号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定に基づき、県道江戸崎神崎線、茨城県稲敷郡東村大字橋向、千葉県香取郡神崎町大字本宿地先の利根川に架設した神崎橋の維持管理について、千葉県と次のとおり協議が成立した。

昭和42年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

協 定 書

県道江戸崎神崎線千葉県香取郡神崎町本宿、茨城県稲敷郡東村橋向立会いの利根川に架設する神崎橋(仮称)の道路管理及び費用負担について下記のとおり協定する。

第1条 管理者は千葉県とする。

第2条 管理する区間は橋梁全部とする。

第3条 管理に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新設、改築、補修等の工事費
- (2) 災害復旧工事費
- (3) 一般管理費(清掃及び占用使用の許可等に関する手続きに要する費用をいう。)
- (4) 照明の維持費(電灯料を含む。)

第4条 前条の費用に対する負担率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号、第2号並びに第4号の費用は、両県折半負担とする。
- (2) 第3号に掲げる費用は、管理者の負担とする。

第5条 管理者は工事等を施行するときは、あらかじめ茨城県知事に協議するものとする。

但し急施を要するときは、ただちに施行して、その要領(設計書及び図面等を添付)を茨城県知事に通知するものとする。

第6条 工事等の費用は工事竣功後すみやかに又は3月末日までに精算書を茨城県知事に送付するものとし、管理者の請求によりその分担金を納入するものとする。

ただし、千葉県知事は工事費又は物件購入費の内渡しをする必要を認めるときは、茨城県知事に対して請求することができる。この場合、工事出来高調書又は材料等納入調書を請求書に添付するものとする。

第7条 工事が竣功した後において残存物件がある場合は、第4条第1号の規定による負担率を該物件の残存価格に乗じて得た額を茨城県の分担額から控除するものとする。

第8条 本協定に定めない事項又は疑義のあるものについては、その都度協議するものとする。

本協定書は2通作成し、茨城県知事、千葉県知事各1通を保管する。

昭和42年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎
千葉県知事 友 納 武 人

茨城県告示第593号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和42年5月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎神崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員 メートル	延 長 メートル	摘 要
稲敷郡東村大字橋向字橋向仮185番地地先から 稲敷郡東村大字橋向字居下76番地の1地先神崎橋、千葉県県界まで	旧	4.0~10.5	1,400.0	41国補橋整 第4号工事 (神崎橋)
稲敷郡東村大字橋向字橋向仮185番地地先から 稲敷郡東村大字橋向字堤外大縄場58番地の1地先神崎橋、千葉県県界まで	新	7.6~31.5	862.47	

茨城県告示第594号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和42年5月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年5月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 江戸崎神崎線
 - 2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字橋向字橋向仮185番地地先から
稲敷郡東村大字橋向字堤外大縄場58番地の1地先神崎橋、千葉県県界まで
 - 3 供用開始の期日 昭和42年5月12日
-

県政の総覧 …… 県民の六法

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生
労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる、県民の権
利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・
公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため
必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報
の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料
は、昭和42年4月1日より送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所